



報道機関 各位

記者発表資料

令和元年11月7日(木)

問い合わせ先：大宮駅西口まちづくり事務所

所長：石瀬 真生

担当：市川

電話：778-8452

大宮駅西口第3-B地区市街地再開発事業区域の市有地
における土壌汚染状況調査結果(速報値)について

1 覚知日

令和元年11月5日、大宮駅西口第3-B地区市街地再開発組合から土壌汚染状況調査結果(速報値)の報告があり、市有地の土壌汚染が判明しました。調査結果(速報値)の内容については4のとおりです。

2 所在地

大宮駅西口第3-B地区市街地再開発事業区域
(さいたま市大宮区桜木町2丁目224-1外)

3 土壌汚染状況調査の経緯

大宮駅西口第3-B地区市街地再開発事業区域において、大宮駅西口第3-B地区市街地再開発組合が事業を進めていくにあたり、市有地の土壌汚染状況調査を実施したところ、国の基準値を超える特定有害物質が検出されました。

4 調査結果(速報値)

○試料採取日 令和元年9月25日～10月11日

○測定結果

特定有害物質	基準値	検出値	基準値超過検出数	試料数
鉛及びその化合物 (土壌含有量)	150mg/kg 以下 ^{※1}	260 ~ 11,000mg/kg	10 検体	21 検体
(土壌溶出量)	0.01mg/L 以下 ^{※2}	0.084 ~ 0.26mg/L	8 検体	21 検体
水銀及びその化合物 (土壌溶出量)	0.0005mg/L 以下 ^{※2}	0.0007 ~ 0.0017mg/L	3 検体	21 検体

※1 一生涯(70年間)、1日あたり大人100mg、子ども200mgの土壌を摂食しても影響がでないと思われる値を基準値として定めている。

※2 一生涯(70年間)、1日2Lの地下水を飲用しても影響がでないと思われる値を基準値として定めている。

※については環境省が基準で定めたもの

5 健康への影響

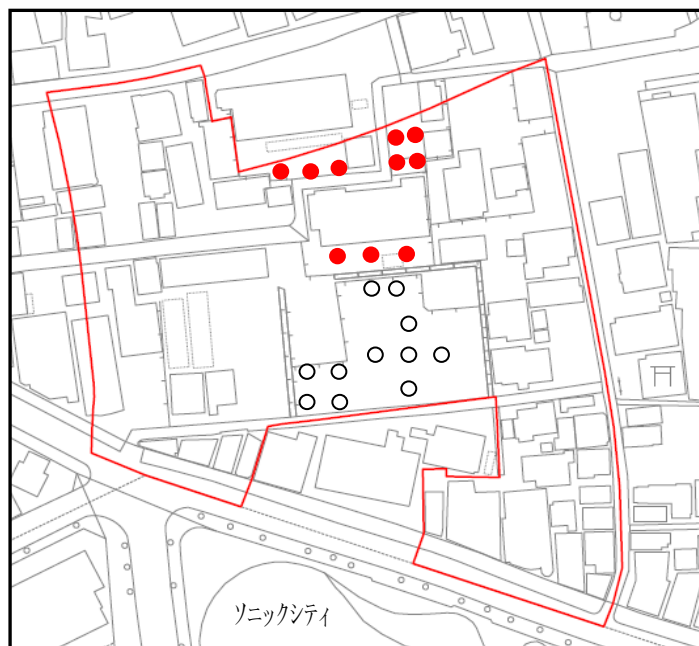
特定有害物質の検出区画のうち、一般市民が通る通路部分は碎石で覆われております。また、その他の区画は一般市民が立ち入りできないように施錠されております。

したがって、検出区画から直接摂取の恐れはなく、また、これまで健康被害について報告はありません。

6 今後の対応

調査結果については、市民に対し周知を図るとともに、周辺住民に影響が及ばないように、通路部分については、速やかにアスファルト合材による舗装等により被覆を予定しております。

【土壌汚染状況調査箇所図】



【凡例】

- : 基準値を超えた箇所
- : 基準値以内の箇所